

# 粗大ごみ



ごみ収集場所には出せません

## 町の指定ごみ袋に入りきらないものが粗大ごみの扱いになります。

そのままの形では入りきらないものでも、壊したり折ったりして指定袋に入れば燃えるごみとして収集します。ただし、処理困難物は持込できません。

### 燃えるごみ系の粗大ごみ

ごみ収集場所には出せません。

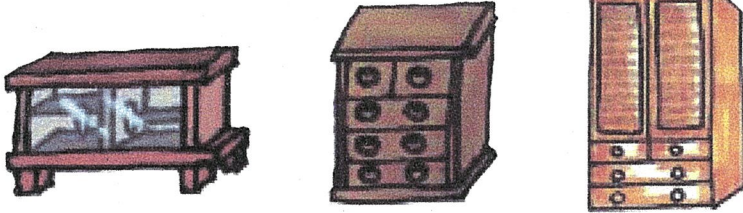


搬入許可書が必要です。

### ◇処理場へ自分で直接搬入する方法

#### 木製品のタンス・家具類 (分解しないで搬入する方法)

木製のタンス・家具などは、金具を取り外し、板状にすれば (1m以内) 木製品の家具類以外の粗大ごみとして取り扱います。



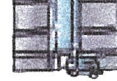
家庭

粗大ごみを  
積んでいく



町民課

搬入許可書を  
もらう



里庄清掃工場もしくは  
井笠広域資源化センター

搬入できる曜日	搬入可能時間	搬入方法
毎週月・水曜日 (祝日を除く)	8:30~12:00	町民課へ粗大ごみを積んで来ていただき、搬入許可書を受け取った後、 里庄清掃工場もしくは井笠広域資源化センターへ
毎月第4日曜日	8:30~12:00	
	13:00~15:00	

#### 木製品のタンス・家具類以外 一時多量ごみ



必ず町民課に連絡してください。  
ごみ収集場所には出せません。

- ・じゅうたん、カーペット (電気カーペットを除く)、たたみ、布団など
- ・一時多量ごみ、多量のせん定枝・草等



※じゅうたんなどは、6畳以内にする。枝・木などは長さ1m以内 (竹は50cm以内) にする。

搬入できる曜日	受付時間	搬入可能時間	搬入方法
毎週月~金曜日 (祝日を除く)	8:30~16:00	8:30~16:30	当日の搬入前に、町民課(電話64-3112)へ 電話連絡後、里庄清掃工場へ
毎月第4日曜日	8:30~14:30	8:30~12:00	
		13:00~15:00	